

犯罪被害者等支援関係団体によるヒアリング意見について

犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、支援関係団体にヒアリングした結果、次のような御意見をいただきました。

◎ヒアリング時期：令和5年3月

◎ヒアリング団体：NPO法人 犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす

公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

愛知県弁護士会西三河支部

愛知県岡崎警察署

（支援体制について）

- ・市の窓口に行った際に、「どこに行ったら、どのような支援が受けられる」ということを的確に説明してもらえると、相談者は一番の安心材料になる。適切な窓口案内をお願いしたい。
- ・相談があった際に犯罪被害者等に案内できる、市の支援内容を記載したパンフレットなどがあったほうがよい。
- ・窓口が大事、コーディネートや交渉能力が必要なので、社会福祉士や精神保健福祉士など専門職の配置をしてほしい。専門職の配置が難しい場合は、専門の相談員等がいる関係機関と将来的には連携をとれる形で考えてほしい。
- ・愛知県と連携を取り、県に関する手続きもワンストップで市が対応できるようになるとよい。
- ・被害者等は、被害に遭った後は混乱し、相談窓口で「何を聞いていいかわからない」ので、担当者側から「食事はできていますか。」「子供さんはどうされていますか。」「お年寄りのご同居ですか。」等々「こんなことにお困りではないですか？」と困っていることを一緒に考え、被害者の必要な支援への提案型の相談ができるとよい。
- ・市役所での手続きのワンストップ化や、弁護士や関係機関に繋げるなど犯罪被害者支援窓口を充実させてほしい。
- ・近隣市や他県とも連携し、広域での支援ができるようにしていただきたい。
- ・全国の地方公共団体における被害者支援の状況・情報を集め、被害者のニーズに沿ったよりよい被害者支援体制を作ってほしい。

（支援内容について）

- ・被害者が期待している経済的援助は、見舞金や転居費用、被害に遭った部屋のクリーニング費用などが多い。
- ・被害直後などは自宅で一人で生活するのが不安であるため、1週間くらい自宅以外のところで生活したいという要望も多い。
- ・市の支援として支援金や見舞金など経済的支援があるとよい。
- ・ホームヘルプや配食サービスは身近な生活支援として重要である。利用が少ないと聞いているが、必要な人にサービスの存在を情報提供する工夫が必要である。

- ・被害に遭われた方は、従前の住居には住めない、住みたくないが、転居しようにも転居費用がないという方もいるので、費用助成があるとよい。
- ・支援サービスが広がっていくことはよいことだが、支援関係者が増えるということは被害者の個人情報共有する人が増えるということで注意が必要。二次被害の配慮もしないといけない。
- ・外国人の犯罪被害者等に対する支援も重要である。（通訳等）
- ・職員や市民に対し研修やセミナーを実施し、犯罪被害についての理解を広めてほしい。
- ・被害者の親だけでなく、子供などへの支援・配慮も大切なため、学校やスクールカウンセラーと連携をとり支援していくことを検討してほしい。
- ・地域で防犯について考えてもらえるよう、支援ボランティアを育成するための研修を実施して、担い手を地元で育成するというをやしてほしい。
- ・支援は、被害発生直後だけでなく長期的な支援が必要である。被害者のメンタルな部分のケアや裁判対応時の支援なども考えてほしい。
- ・日常生活の支援が必要だが、被害者等のニーズも様々なため、選択肢がいろいろあるとよい。
- ・家事支援、子育て支援、配食サービス（コロナ対応）等々、既に実施している福祉の制度も活かしてほしい。
- ・事件現場が自宅等の場合、クリーニング費用やリフォーム費用や転居が必要になった時の転居費用の助成、公営住宅入居への支援があるとよい。
- ・ストーカーや性犯罪、DV被害等で、シェルター等、安心して住める場所の確保が必要である。
- ・被害者及びその家族への二次被害の防止も大切である。
- ・心のケアについて、被害直後は気が張っているが後々に心身へ不調が出てくることもあり、例えばカウンセリング〇回までは無料といった短期ではなく、中長期的な支援であるとよい。
- ・法律相談の費用助成があるとよい。
- ・仕事をしている場合は、刑事手続きや裁判への参加で休暇の取得が必要になったり、犯罪被害によって生活が一変してしまう状況等に、勤務先の理解が必要。事業所に対し犯罪被害者等への理解を広めてほしい。
- ・市民の方に犯罪被害者支援について啓発し、犯罪被害についての理解を広めてほしい。

（注）関係団体からいただいた御意見をそのまま掲載しておりますので、内容が重複している部分があります。